

物品購入等に係る登録業種や登録地区の追加について

独立行政法人都市再生機構

新たに登録業種の追加を希望する場合や、登録地区の追加を希望する場合には、次の書類を提出してください（既に登録済の大分類については提出不要です。）。

○ 登録業種の追加を希望する場合

1 提出書類

- (1) 競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式1】
- (2) 物品購入等登録業種追加申請書…【様式2-1～3】
- (3) 委任状…【様式4】 ※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。
- (4) 受理票…【様式5】 ※郵送の場合、63円切手を貼付したはがきを送付先を記入

2 物品購入等登録業種追加申請書（様式2-1～3）の記入要領

- (1) 「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号7ケタを記入してください。
- (2) 「21 製造等実績高」の各欄については、次により記入してください。
 - ① 「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、追加を希望する別表1の受付業種の区分の小分類及び略号を記入してください。なお、追加希望業種に係るもの以外は記入しないでください。（入力用申請書を使用する（パソコン等で申請書を作成する）場合は、当該欄には様式2-2で品目を選択することにより自動で業種区分が表示されます。）
 - ② 「直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高（両決算の合計を2で除して得た額であり、千円未満を四捨五入したもの。）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」の各欄のうち右側欄のみ記入してください。
 - ③ 各々の金額については、消費税を含まない額とします。
- (3) 「27 設備の額」欄については、「別表1 業種区分」のうち「製造」を希望する場合、次の区分により貸借対照表に掲げられた金額を記入してください（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下この項において「規則」という。）の適用がない申請者については、これに準じて記入してください。）。
 - ① 「① 機械装置類」 規則第23条第1項第3号「機械及び装置（その附属設備を含む。）」に該当するもの。
 - ② 「② 運搬具類」 規則第23条第1項第4号「船舶（水上運搬具を含む。）」及び第5号「車両及びその他の陸上運搬具」に該当するもの。
 - ③ 「③ 工具その他」 規則第23条第1項第2号「構築物」、第6号「工具、器具及び備品」、第9号「建設仮勘定」及び第10号「その他」に該当するもの。

(4) 「28 主要設備の規模」欄は、「27 設備の額」欄の記入対象とされた設備の中から、希望する営業品目に係る主要なものの名称、能力及び台数を記入してください。

なお、設備がリースである場合は、() 書きでリースと明記のうえ、その名称、能力及び台数を記入してください。

(例)

〇〇印刷機	K C - 1	〇〇〇〇枚/時	〇〇台
△△電子写植機	P C - X	〇〇〇字/分	〇〇台 (リース)

(5) 「営業品目一覧」

別表1「受付業種の区分」を参照し、様式2-2「営業品目一覧」において、希望する品目コードに「○」印を記入してください。また、A-14-f、B-7-f、C-10-aを選ばれた場合は、具体的な取扱品目等も併せて記入してください。

(6) 「営業所の所在地」

追加希望業種区分に係る登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を1つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

- ① 「所在地」の丁目、番地は「-」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。
- ② 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「-」（ハイフン）で区切って記入し、() (カッコ) は用いないでください。FAX番号を持っていない場合は、「なし」と記入してください。
- ③ 追加希望業種区分の登録希望地区が既に登録している業種と同地区での登録となる場合（下記の例示参照）及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

例) 当初、「東日本」、「中部」地区で「物品販売」の業種で登録した後、追加で「中部」地区において「役務提供」の業種を登録する場合

業種 \ 地区	東日本	中部	西日本	九州
物品販売	○	○		
役務提供		●		

このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

○ 登録地区の追加のみを希望する場合

1 提出書類

- (1) 競争契約参加資格審査申請書変更届…【様式1】
- (2) 物品購入等登録地区追加申請書…【様式3-1・3-2】
- (3) 委任状…【様式4】 ※行政書士等による代理申請の場合に必要となります。
- (4) 受理票…【様式5】 ※郵送の場合、63円切手を貼付したはがきに送付先を記入

2 物品購入等登録地区追加申請書（様式3-1、2）の記入要領

- (1) 「業者コード」は、当機構から認定を受けた際の業者登録番号7ケタを記入してください。
- (2) 「登録希望地区」欄については、登録を希望する地区の欄に○を記入してください。
- (3) 「営業所の所在地」

登録を希望する地区に対応する本店又は支店等営業所（希望地区に複数の営業所等がある場合には、常時契約を締結する営業所を1つ選択してください。）について、次のとおり記入してください。

- ① 「所在地」の丁目、番地は「-」（ハイフン）を用いて記入することにより省略してください。
- ② 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記入することとし、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「-」（ハイフン）で区切って記入し、（ ）（カッコ）は用いないでください。FAX番号を持っていない場合は、「なし」と記入してください。
- ③ 既に登録している業種の登録地区と同地区での登録となる場合及び登録を希望しない地区については、記入しないでください。

例) 当初、「物品販売」の業種で「東日本」、「中部」地区を登録、「役務提供」の業種で「東日本」地区を登録していた後、追加で「役務提供」の業種を「中部」地区で登録する場合

業種 \ 地区	東日本	中部	西日本	九州
物品販売	○	○		
役務提供	○	●		

このような場合には「営業所の所在地」の記載は不要です。

○ 提出方法

別表2の宛先に、郵送又は持参にて提出してください。郵送宛先には変更を希望する審査年度を記入してください。

なお、手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

以 上

別表 1 業種区分

大分類	略号	小分類	品目例		
物 品 販 売	A	1 事務用品	a 筆記具、b 事務用消耗品、c 小型事務用品（パンチ、ナンバーリング、ホチキス等）、d ファイリング用品、e 製図用品、f 電子計算機用消耗品、g 事務用紙製品、h その他		
		2 事務機械	a シュレッダー、b フォーム断裁機、c 複写機、d 郵便料金計器、e 計算機、f O A 機器（パソコン、プリンター等）、h 時計、g その他		
		3 事務用家具	a 木製・スチール製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット、カウンター等）、b 黒板、c 金庫、d 保管庫、e 書庫、f 掲示板、g 応接セット、h その他		
		4 日用品雑貨	a トイレットペーパー、b お茶・コーヒー、c 洗剤、d 食器類、e その他		
		6 医薬品	a 医薬品、b 医療器具、c 医療機械、d 医療雑貨、e その他		
		7 電気器具	a 家庭用電化製品、b 業務用電化製品、c 照明器具、d その他		
		9 燃料	a 軽油、b 灯油、c ガソリン、d グリース油、e 潤滑油、f その他		
		10 繊維製品	a 織物、b 制服、c 事務服、d 作業服、e 雨衣、f 白衣、g じゅうたん、h 寝具、i 安全靴、j 長靴、k その他		
		11 精密機械	a 制御機器、b 音響測定機器、c 光学機器、d 風向風速計、e 気象機器、f 試験機測定器、g その他		
		12 写真材料	a カメラ用品一般、b フィルム、c 映写機、d スクリーン、e マイクロ機械、f その他		
		13 図書・新聞	a 書籍、b 雑誌、c 新聞、d 地図、e その他		
		14 その他	b 消火器、c 徽章、d カップ・トロフィー、e 防災用品、g 商品券、h 電気の供給、f その他		
		製 造	B	1 印刷	a 活版、b 平板、c フォーム、d タイプオフセット、e 謄写印刷、f その他
				2 青写真・マイクロ	a 青写真、b マイクロ、c その他
3 模型	a 地形模型、b 建築模型、c 立体模型、d 立体地図、e その他				
4 精密機械	a 制御機器、b 音響測定機器、c 光学機器、d 風向風速計、e 気象機器、f 試験機測定器、g その他				
5 繊維製品	a 織物、b 制服、c 事務服、d 作業服、e 雨衣、f 白衣、g じゅうたん、h 寝具、i 安全靴、j 長靴、k その他				
6 映画・スライド	a 映画、b スライド、c ビデオ製作、d その他				
7 その他	a 印章、b ゴム印、c 製本、d 封筒、e 厨房機器、f その他				

大分類	略号	小分類	品目例
役務提供	C	1	清掃 a 清掃、d 廃棄物処理、e 害虫駆除、c その他
		2	運輸 a ハイヤー、b タクシー、c 自動車整備、d 荷貨物通運事業、e その他
		3	広告 a 広告の企画・実施、b その他
		4	装飾 a 装飾用植木、b 貸植木、c 生花造花、d 絵画、e 彫刻物、f その他
		5	デザイン a デザイン、b 印刷物の企画、c 編集、d その他
		6	サービス a ホテル業、b 食堂、e 事務所等警備、c ビル総合管理、d その他
		7	ソフトウェア・受託計算 a コンピューターサービス、b 情報処理サービス
		8	調査・研究 a 調査、b 研究、c その他 ※ 建設事業の計画又は工事の施工に関するものを除く。
		9	物品賃貸 a レンタル、b リース
		10	その他 a その他（翻訳、速記、通訳、不動産の登記、不動産の仲介、保守点検、クリーニング、写真撮影、宛名書、研修、損害保険、金融、情報通信等）
物件買受け	D	1	物品買受け a 不用品買受け、b その他

[注] 希望の業種について品目例に当てはまらない場合は、物品販売A-14-f、製造B-7-f 及び役務提供C-10-aの「その他」を選択し、申請様式に具体的な取扱品目をご記載ください。

別表2 受付本部等

文書郵送方式の場合

郵送宛先及び問合せ先	<p>【令和6年4月26日（金）以前】 〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 熊本フコク生命ビル4階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●物品審査担当（変更を希望する審査年度を記入） 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p> <p>【令和6年4月27日（土）以降】 〒860-0804 熊本市中央区辛島町5番1号 日本生命熊本ビル12階 独立行政法人 都市再生機構 令●●●物品審査担当（変更を希望する審査年度を記入） 電話 096-288-1652（持参等によるご来訪はご遠慮願います。）</p>
------------	--

文書持参方式の場合

申請者の本社（店）の所在地 （対応する都道府県）	登録地区	持参受付本部等		備考
東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、福島、青森、北海道	東日本地区	本社	〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイントゥワー（総合受付） 電話045-650-0189（会計課）	左記いずれの本部でも受付を行います。
		東北震災復興支援本部	〒970-8026 福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階 電話0246-38-8179（経理課）	
		東日本都市再生本部	〒163-1315 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントゥワー15階 電話03-5323-0679（経理課）	
		東日本賃貸住宅本部	〒163-1382 新宿区西新宿6-5-1 新宿アイントゥワー19階 電話03-5323-5705（経理課）	
愛知、静岡、岐阜、三重	中部地区	中部支社	〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階 電話052-238-9113（経理課）	
大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知	（関西）西日本地区	西日本支社	〒530-0001 大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階 電話06-4799-1035（調達管理課）	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄	九州地区	九州支社	〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4 九州支社2階 電話092-722-1017（経理課）	

- 1 東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。
- 2 各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。
- 3 手続等について不明の点は、資格審査担当（電話 096-288-1652）にお問合せ願います。